る場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に納付すべき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第67条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

30～46　［略］

様式第２の２

［略］

〔備考〕

１　［略］

２　意匠法第10条第１項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとするときは、それぞれの意匠番号欄の次の「【整理番号】」の欄の次に「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」の欄を設けて「意願○○○○－○○○○○○」のように本意匠（同条第４項の規定により関連意匠を本意匠とみなして、同条第１項の規定により意匠登録を受けようとするときは、当該関連意匠をいう。以下同じ。）に係る意匠登録出願の番号を記載するか、「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【登録番号】」の欄を設けて「意匠登録第○○○○○○○号」のように本意匠に係る意匠登録番号を記載する。ただし、その意匠登録出願の番号が通知されていないときは、以下のように記載する。

イ・ロ　［略］

ハ　本意匠が他の複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であつて、当該他の複数意匠一括出願手続の番号及び本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願（複数）」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の年月日を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載し、「（【意匠の創作をした者】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号○○○○」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の「【書類名】」の欄の次に記載した整理番号を記載する。

ニ・ホ　［略］

３　意匠登録出願人が意匠登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、第２条の２第12項において準用する特許法施行規則第26条第１項各号の事項を一度だけ記載する。

４　［略］

５　「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第２項の規定により特例法第15条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。意匠法第67条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に納付すべき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第67条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

30～46　［略］

様式第２の２

［略］

〔備考〕

１　［略］

２　意匠法第10条第１項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとするときは、それぞれの意匠番号欄の次の「【整理番号】」の欄の次に「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」の欄を設けて「意願○○○○－○○○○○○」のように本意匠（同条第４項の規定により関連意匠を本意匠とみなして、同条第１項の規定により意匠登録を受けようとするときは、当該関連意匠をいう。以下同じ。）に係る意匠登録出願の番号を記載するか、「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【登録番号】」の欄を設けて「意匠登録第○○○○○○○号」のように本意匠に係る意匠登録番号を記載する。ただし、その意匠登録出願の番号が通知されていないときは、以下のように記載する。

イ・ロ　［略］

ハ　本意匠が他の複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であつて、当該他の複数意匠一括出願手続の番号及び本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願（複数）」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の年月日を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載し、「（【意匠の創作をした者】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号○○○○」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の「【書類名】」の欄の次の「【整理番号】」を記載する。

ニ・ホ　［略］

３　意匠登録出願人が意匠登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、第19条第３項において準用する特許法施行規則第26条第１項各号の事項を一度だけ記載する。

４　［略］

５　「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第２項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。意匠法第67条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規